

○東秩父村埋土及び盛土等規制条例施行規則

平成元年 4 月 26 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東秩父村埋土及び盛土等規制条例(平成元年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特認の事業)

第 2 条 条例第 3 条ただし書の「村長が特にやむを得ないと認めるとき」とは、当該事業区域における事業が、局地的にも災害発生の誘因となるおそれがなく、かつ、良好な自然環境を損うおそれもないと認められる場合とする。

(地域住民等の承諾)

第 3 条 条例第 4 条第 3 項の地域住民の承諾は、次によるものとする。

- (1) 事業区域の含まれる関係行政区及び関係地区
- (2) 事業区域から 1 キロメートル以内に他の市町村区域が含まれる場合は、当該市町村
- (3) 事業区域から 1 キロメートル以内に所在する関係道路管理者、河川管理者
- (4) その他村長が必要と認める者

2 前項の承諾書は様式第 1 号、次条第 4 号の隣地承諾書は様式第 2 号のとおりとする。

(事業の許可申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による許可を受けようとする事業施行者(以下「申請者」という。)は埋土及び盛土等規制行為許可申請書(様式第 4 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 関係土地登記簿謄本
- (2) 公図の写し及び周囲の利用状況図
- (3) 事業実施に係る関係者との契約書の写し(印鑑登録されている印を捺印すること。)
- (4) 周辺地権者等の承諾書(事業区域から300メートル以内の居住者(世帯主)及び隣接土地の所有者(農地の場合は、耕作者を含む。)の承諾書とする。公有地である場合は、その管理者の承諾書)

- (5) 関係行政区長隣接土地等の間に締結した協定書及び承諾書
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) 土砂等の搬入経路図(25000分の1)
- (8) 計画平面図、縦横断図及び土留め等の構造図
- (9) 工程表
- (10) 道路、河川等占用許可書の写し
- (11) 埋立等に使用する土砂に関する土質分析表
- (12) 事業施行者の経営規模、業務内容及び事業実績を示す書類(法人の場合は法人の登記簿謄本を添付すること。)
- (13) 印鑑登録証明書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
(許可書の交付)

第5条 村長は、条例第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、その旨を埋土及び盛土等規制行為許可書(様式第5号)又は埋土及び盛土等規制行為不許可書(様式第6号)により当該申請に係る者に通知するものとする。

2 村長は、前条の許可申請書を受理したときは、速やかに現地調査を行うものとする。
(施行基準)

第6条 条例第9条に規定する施行基準は、別表に掲げるとおりとする。
(事業の開始届)

第7条 条例第8条の規定による届出は、事業開始届(様式第7号)により行うものとする。
(事業変更の許可申請等)

第8条 条例第7条第1項の規定による事業変更許可申請は、埋土及び盛土等規制行為変更許可申請書(様式第8号)により行わなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、事業変更の可否を決定し、その旨を埋土及び盛土等規制行為変更許可(不許可)書(様式第9号)により当該申請に係る者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の変更許可申請書を受理したときは、速やかに現地調査を行うもの

とする。

(勧告及び命令の様式)

第9条 条例第10条の規定による停止命令等は、埋土及び盛土等規制行為停止命令書(様式第10号)により、条例第11条の規定による勧告は、埋土及び盛土等規制行為改善勧告書(様式第11号)により、条例第12条の規定による改善命令は、埋土及び盛土等規制行為改善命令書(様式第12号)によりそれぞれ行うものとする。

(許可の取り消しの通知等)

第10条 条例第13条第1項の規定による許可の取り消しの通知及び同条第2項の規定による現状回復命令は、埋土及び盛土等規制行為許可取消通知書(様式第13号)により行うものとする。

(完了の届出)

第11条 条例第16条の規定による届出は、事業完了後7日以内に、事業完了届(様式第14号)により行うものとする。

(進行状況の報告)

第12条 事業施行者は、条例第17条の規定により、毎月末現在の事業の進行状況を事業進行状況報告書(様式第15号)により、翌月5日までに村長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第13条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第16号)とする。

(標識)

第14条 条例第19条に規定する標識は、それぞれ様式第17号に示すものとする。

(公表の方法)

第15条 条例第20条の規定による違反事実の公表は、村の広報への掲載その他の方法により行うものとする。

(個人の宅地造成のために行う事業に対する特例)

第16条 条例第21条の規定により、村長が配慮できる場合は、次のとおりとする。

(1) 当該事業が自己の宅地造成等のために行うもの(営業を目的として行う場合を除く。)であり、かつ安全性が確認されるとき。

(2) 前号の事業後1年以内に、当該事業主が住宅等の建設に着手することが確認さ

れるとき。

2 前項の事業主には、次の配慮を行う。

- (1) 条例第4条第3項及び第5項の規定は適用しない。
- (2) 施行基準の適用についての配慮
- (3) 第4条第3号の契約書の写しの添付の免除
- (4) 第4条第4号の隣地承諾書は、事業区域の隣接地(公図の筆と筆とで隣接しているもの)の土地所有者(農地の場合は、耕作者を含む。)の承諾書とし、その土地が公有地である場合は、その管理者の承諾書とする。
- (5) 第4条第11号の土質分析表は、後日の提出を認め、事業許可申請書等の審査の結果、村長が当該事業が環境悪化のおそれがないと認めた場合は、これを免除することができる。

3 条例第21条の規定による事業主の申請は、第4条の規定による事業許可申請書の提出と併せて埋土及び盛土等規制行為配慮申請書(様式第18号)により行うものとする。

4 村長は、前項の申請を適当と認め、配慮事項を決定したときは、第5条に規定する事業許可書に、配慮事項を記載し、事業主に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第3項の規定による事業許可申請書には、次に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 条例第4条第3項の承諾書
- (2) 第4条第4項の隣地承諾書

別表(第6条関係)

施行基準

1 排水施設等について

事業区域及び当該区域を含む流域から流出する雨水を、適切に排水するため必要な施設を配置し、放流先の排水及び利水施設に支障を及ぼさないように、当該区域外の排水施設に接続しなければならない。

2 隣地との段差等について

土砂等の流出防止等、事業に伴う隣地との段差等について、次に掲げる制限を守ること。

区分		基準
柵又は塀等を設置する場所		事業区域外周
埋立て及び盛土	隣地境界との段差	※ 0.5メートル以内とする。ただし、土地利用上やむを得ず、かつ安全性が確認された場合はこの限りでない。
	擁壁	※ 埋立て及び盛土の高さと同じか又はそれ以上とし、土圧に耐えられるものであること。
	法面	※ 勾配は、30度以内とし、十分に突き固め、芝張り等必要な措置を講ずること。
	転地替のための掘削	地表から1.5メートル以内とする。
たい積	底面積	一山につき200平方メートル未満とする。
	高さ	2.0メートル未満とする。
	安全性	たい積した土砂は、十分に突き固めをし、周囲に土留柵を設けること。ただし、村長が十分な安全性を認めた場合は、土留柵に代えて適当な空き地を設けて行うことができる。
	土留柵	隣地境界から2.0メートル以上の保安距離をとり、土圧に耐えるものであること。
	たい積期間	搬入開始日より起算して、6か月以内とする。

3 安全対策

(1) 囲い等の設置について

事業区域周辺に人が立ち入れぬよう、次に掲げる基準に適合した柵又は塀等を設置すること。

区分		基準	
柵又は塀等を設置する場所		事業区域外周	
埋立て及び	塀(人家及び道	材質	板、トタン又はこれと同程度若しくはより強度な

盛土	路等に面する部分)		もの
		高さ	1.8メートル以上とすること。
		杭の間隔	1.8メートル以内とし、杭の直径は0.1メートル以上のものを使用すること。
	鉄線(その他の箇所)	高さ	1.8メートル以上とすること。
		杭の間隔	1.8メートル以内とし、杭の直径は0.1メートル以上のものを使用すること。
		鉄線の間隔	0.3メートル以内とし、杭と杭との間はタスキ掛けをすること。
たい積	堀	材質	板、トタン又はこれと同程度若しくはより強度なもの
		高さ	※ たい積の高さ以上とすること。
		杭の間隔	1.8メートル以内とし、杭の直径は0.1メートル以上のものを使用すること。

(2) 監視員の配置

事業施行中は必要な監視員を配置し、災害及び事故等の発生を防止すること。

特に降雨時等における監視及び対策は万全でなければならない。

(3) その他現場の状況により、必要と思われる安全対策を実施すること。

4 事業区域等の状況による判断

村長は、事業区域等の状況から、十分な安全と環境の保全が図られると判断できる場合は、上記基準中※印の項目について、施行基準に準じた施行方法を指示することができる。

様式

第1号	承諾書		
第2号	隣地承諾書		
第3号	誓約書		
第4号	埋土及び盛土等規制行為許可申請書		
第5号	(同上)許可書		
第6号	(同上)不許可書		

第7号	事業開始届		
第8号	埋土及び盛土等規制行為変更許可申請書		
第9号	(同上)許可(不許可)書		
第10号	埋土及び盛土等規制行為停止命令書		
第11号	埋土及び盛土等規制行為改善勧告書		
第12号	埋土及び盛土等規制行為改善命令書		
第13号	埋土及び盛土等規制行為許可取消通知書		
第14号	事業完了届		
第15号	事業進行状況報告書		
第16号	立入検査員証		
第17号	標識		
第18号	埋土及び盛土等規制行為配慮申請書		

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

様

所 在

氏 名

印

電話番号

承 諾 書

私（たち）は、事業主等が下記のとおり、埋土及び盛土等規制行為をすることを承諾します。

記

1 事業の内容等

事業の種類	埋立・盛土・たい積	
事業の区域 (地 番)		
事業主	住 所	
	氏 名	
事業施行者	住 所	
	氏 名	
事業規模	m ²	
事業期間	年 月 日から 年 月 日	
跡地利用		

2 承諾の条件

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

隣地地権者 所 在
(耕作地) 氏 名 印
(管理者)
電話番号

隣 地 承 諾 書

私は、事業主等が下記のとおり、埋土及び盛土等規制行為をすることを承諾します。

記

1 所有者（耕作地・管理地）

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)

2 隣接する埋立等の所在地

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)
東秩父村			
東秩父村			
東秩父村			
東秩父村			

3 事業の内容等

事業の種類	埋立・盛土・たい積		
事業の区域 (地 番)			
事 業 主	住 所		
	氏 名		
事業施行者	住 所		
	氏 名		
事業規模	㎡		
事業期間	年 月 日から 年 月 日		
跡地利用			

4 承諾の条件

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

事業主 住 所

氏 名

印

電話番号

事業施行者 住 所

（連帯保証人）

氏 名

印

電話番号

誓 約 書

私たちは、下記の土地へ埋土及び盛土等規制行為を行うに当たり「東秩父村埋土及び盛土等規制条例」を遵守するとともに、事業施行中及び閉鎖後においても、これが起因と認められる発生被害についてその補償の請求に応じ、自らの責任において苦情及び紛争を解決することを誓約し、連帯して保証いたします。

土地の所在地

所 在 地	番 地	目 的 地	面 積 (㎡)	備 考
東秩父村				
東秩父村				
東秩父村				
東秩父村				
東秩父村				
東秩父村				

事業計画

事業名				
規模	区域面積	㎡	行為面積	㎡
事業計画				
跡地利用				
工期	年 月 日から 年 月 日まで			

1日の搬入台数 及び土量		トン車 台 m ³
総土量		
整地用機械の種別 及び台数		
土質検査結果		
土	発生場所	
砂	工事名	
等	種類	
排	事業区域周辺	
水	流末	
擁壁・土留		
囲い		
その他の安全対策		
管 理 方 法	施設の保守	
	騒音・振動の 防 止	
	安全性確認	
工事中の連絡先		所在 氏名 電話 ()

- (1) 土地登記簿謄本
- (2) 公図の写し及び周囲の土地利用計画図
- (3) 地域住民等の承諾書
- (4) 契約書の写し（印鑑登録されている印を捺印すること。）
- (5) 隣地承諾書（印鑑登録されて印を捺印すること。）
- (6) 地域住民等との間に締結した協定書
- (7) 土砂等の搬入経路図（図面 1 / 25,000）
- (8) 計画平面図、断面図及び土留図
- (9) 工程表
- (10) 道路及び水路占用許可書の写し
- (11) 土質分析表（埋立等に使用する土砂に関するもの）
- (12) 誓約（連帯保証）書（事業主及び事業施行者が連署し、印鑑登録されている印を捺印すること。なお、事業施行者が法人の場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。）
- (13) 事業主等の経営規模、業務内容及び事業実績等が明らかになる書類（法人の場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。）
- (14) 印鑑登録証明書
- (15) 前各号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

埋土及び盛土等規制行為許可申請書

東秩父村長 様

事業主 住 所

氏 名 印

電話番号

法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名

事業施行者 住 所

氏 名 印

電話番号

東秩父村埋土及び盛土等規制条例第5条第1項の規定により、許可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

埋立等の所在地

所 在	地 目		面 積	所 有 者	管理者又は 占有者住所 氏 名	備 考
東秩父村	台 帳	現 況	(㎡)	住所、氏名		
東秩父村						
東秩父村						
東秩父村						
東秩父村						
東秩父村						

合 計 _____ 筆 _____ ㎡

様式第5号（第5条関係）

東秩父村指令第 号

事業主（事業施行者）

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった埋土及び盛土等規制行為許可申請については、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第5条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

年 月 日

東秩父村長

記

1 埋立等の所在地

所 在 地	目	面 積	所有者住	管理者又は占有	備 考
東秩父村	台 帳 現 況	()	所、氏名	者住所、氏名	
東秩父村					
東秩父村					
東秩父村					

合 計 _____ 筆 _____ m²

2 許可条件

様式第 6 号（第 5 条関係）

東秩父村指令第 号

事業主（事業施行者）

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった埋土及び盛土等規制行為許可申請については、下記の理由により許可しない。

年 月 日

東秩父村長

記

1 不許可理由

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

事業開始届

東秩父村長 様

事業主住所

氏名

印

事業施行者住所

氏名

印

下記のとおり事業を開始しますので、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第8条の規定により届け出ます。

1 事業の種類

2 事業場所 東秩父村

3 事業計画面積 平方メートル

4 事業開始年月日 年 月 日

5 搬入開始年月日 年 月 日

6 事業完了予定年月日 年 月 日

7 現場責任者 氏名

連絡先

電話番号 ()

8 現場監視員 氏名

連絡先

電話番号 ()

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

埋土及び盛土等規制行為変更許可申請書

東秩父村長 様

事業主 住 所
氏 名 印
電話番号
法人にあっては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名
事業施行者 住 所
氏 名 印
電話番号

事業許可事項を変更したいので、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第 7 条第 1 項の規定により許可を受けたく関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可番号	年東秩父村指令第 号	
事項	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
添付書類 申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その書類		

様式第9号（第8条関係）

東秩父村指令第 号

事業主（事業施行者）

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった埋土及び盛土等規制行為変更許可申請については、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。（許可しない。）

年 月 日

東秩父村長

記

1 許 可
変更許可事項
条 件

2 不許可理由

様式第10号（第9条関係）

東秩父村達第 号
年 月 日

様

東秩父村長

埋土及び盛土等規制行為停止命令書

あなたが東秩父村 番地で行っている埋土及び盛土等規制行為は、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第 条に違反しているので、直ちに停止し、
年 月 日までに次の措置を講ずるよう命令する。

記

措置内容

様式第11号（第9条関係）

東秩父村達第 号
年 月 日

様

東秩父村長

埋土及び盛土等規制行為改善勧告書

あなたが東秩父村 番地で行っている埋土及び盛土等規制行為は、東秩父村指令第 号で許可した事項に違反しているので、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第11条の規定により直ちに改善するよう勧告します。

記

改善を要する事項

（注） 年 月 日までに改善計画書を提出すること。

様式第12号（第9条関係）

東秩父村達第 号
年 月 日

様

東秩父村長

埋土及び盛土等規制行為改善命令書

あなたが東秩父村 番地で行っている埋土及び盛土等規制行為について、先に 年 月 日付東秩父村達第 号で改善勧告をしたところであるが、いまだに改善が行われていない。

よって、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第12条の規定により、直ちに行為を一時停止し、改善するよう命令する。

記

1 改善を要する事項

2 改 善 方 法

3 改 善 期 限 年 月 日まで

様式第13号（第10条関係）

東秩父村達第 号
年 月 日

様

東秩父村長

埋土及び盛土等規制行為許可取消通知書

年 月 日付東秩父村指令第 号で許可した埋土及び盛土等規制行為
については、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第13条第1項の規定により下記のとおり、
許可を取り消すので通知する。

ついては、 年 月 日までに事業区域を現状に回復するよう命令する。

記

理 由

様式第14号（第11条関係）

年 月 日

事業完了届

東秩父村長 様

事業主	住 所	印
	氏 名	
	電話番号	
事業施行者	住 所	印
	氏 名	
	電話番号	

下記のとおり事業が完了したので、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第16条の規定により届け出ます。

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | 事業の種類 | |
| 2 | 事業の場所 | |
| 3 | 事業計画面積 | 平方メートル |
| 4 | 事業許可期間 | 自 年 月 日 |
| | | 至 年 月 日 |
| 5 | 完了年月日 | 年 月 日 |

様式第15号（第12条関係）

年 月 日

事業進行状況報告書

東秩父村長 様

事業主	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
事業施行者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	

下記のとおり、東秩父村埋土及び盛土等規制条例施行規則第12条の規定により、事業の進行状況を報告します。

記

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 事業の種類 | 埋立・盛土・たい積 |
| 2 | 事業場所 | 東秩父村 |
| 3 | 事業計画面積 | 平方メートル |
| 4 | 事業期間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 5 | 着工年月日 | 年 月 日 |
| 6 | 進 行 率 | パーセント |
| | (報告現在日 | 年 月 日現在) |

様式第16号（第13条関係）

（表）

第	号						
立	入	検	査	員	証		
					職	名	
					氏	名	
					年	月	日生
上記の者は、東秩父村埋土及び盛土等規制条例第18条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。							
					年	月	日
東秩父村長							

（裏）

東秩父村埋土及び盛土等規制条例（抜すい）	
（立入検査）	
第18条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、当該担当職員に事業区域又は関係箇所に立ち入り、帳簿類及び施設その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入検査する当該担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

（縦6.5cm 横9.5cm）

様式第17号（第14条関係）

事業標示板

120cm		
東秩父村指令第		号
埋立等事業内容		
○所在地	東秩父村	
○面積	平方メートル	
○事業許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
○事業主住所	連絡先（電話）	
氏名	夜間（電話）	
○事業施行者住所	連絡先（電話）	
氏名	夜間（電話）	
○現場責任者住所	連絡先（電話）	
氏名	夜間（電話）	
		100cm

掲示位置事業場入口（地表により下端100cm以上150cm以下とする。）

危険防止標示板

40cm以上	60cm以上
あそばないこと。 このちかくで あぶないので	あぶないので ちかよらないこと
60cm以上	40cm以上

掲示位置事業区域周囲（30m間隔で地表より下端100cm以上150cm以下とする。）

様式第18号（第16条関係）

年 月 日

東秩父村長 様

事業主 住 所
氏 名 印

埋土及び盛土等規制行為配慮申請書

埋土及び盛土等規制行為について東秩父村埋土及び盛土等規制条例第21条の規定に該当するので、配慮を受けたく、下記のとおり申請します。

記

事業の種類	
事業の区域	
配慮申請の理由	
配慮を受けたい 事 項	

様式第 1 号(第 3 条関係)
様式第 2 号(第 3 条関係)
様式第 3 号(第 4 条関係)
様式第 4 号(第 4 条関係)
様式第 5 号(第 5 条関係)
様式第 6 号(第 5 条関係)
様式第 7 号(第 7 条関係)
様式第 8 号(第 8 条関係)
様式第 9 号(第 8 条関係)
様式第10号(第 9 条関係)
様式第11号(第 9 条関係)
様式第12号(第 9 条関係)
様式第13号(第10条関係)
様式第14号(第11条関係)
様式第15号(第12条関係)
様式第16号(第13条関係)
様式第17号(第14条関係)
様式第18号(第16条関係)